

### 3 特定施設の種類ごとの数変更の届出（騒音規制法第8条第1項）

#### （1）届出事由

特定施設の設置又は使用届をした者が、特定施設の種類ごとの数を変更しようとする時。

#### （2）様式、提出部数

##### ア 届出様式

特定施設の種類ごとの数変更届出書（様式第3）

※ 上記届出書の記載については、変更しようとする事項を記入する。

##### イ 提出部数

正本にその写しを1通添付（内容審査後、受理書及び届出書の写しをお渡しします）

##### ウ 添付書類

- a 特定工場等及びその周辺の見取り図
- b 特定施設の配置図（変更前及び変更後）
- c その他届出参考事項

#### （3）提出期限

工事の開始の日の30日前までに市長に届出する

#### （4）提出窓口

環境部 環境政策課 環境保全係

（〒372-0824 伊勢崎市柴町954番地 清掃リサイクルセンター21）

T E L （0270）27-2733

F A X （0270）27-5388

#### （5）その他注意事項

ア 「届出者欄」は、当該届出義務者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の職名・氏名を記入する。なお、法人における代表者とは、法人の意思の決定又は実行に参与する地位にあり、その行為が法人の行為とみなされるものを言う。

具体的には、代表取締役、代表社員、理事等である。

イ 「工場または事業場の名称」欄は通称でなく正式名称を記入する。

ウ 「工場または事業場の所在地」欄は、当該特定施設が設置される所在地を記入する。

様式第3

特定施設の種類ごとの数変更届出書

令和2年 4月 1日

伊勢崎市長 様

届出者 住 所 東京都千代田区霞が関OT目〇番〇号  
 氏名・名称 〇〇〇〇株式会社  
 代 表 者 代表取締役 〇〇〇〇

(代理者が届出を行う場合は代表者の委任状を添付して下さい)

騒音規制法第8条第1項の規定により、特定施設の種類ごとの数の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の 名 称	〇〇〇〇株式会社 伊勢崎工場		※ 整理番号					
工場又は事業場の 所 在 地	伊勢崎市〇〇町〇〇番地		※ 受理年月日					
			※ 施設番号					
			※ 審査結果					
			※ 備 考					
特定施設の種類	型式	公 称 能 力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			変更前	変更後	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)
1-二液圧プレス	油圧プレス〇〇製 KT-5	500 重量 t	1	3	8:30	17:00	8:30	17:00
2 空気圧縮機	往復動 型 〇〇製 WHC	22 kW	2	4	8:30	17:00	8:30	17:00

騒音規制法施行令別表第1で定められている項番号と種類を記載してください。(例：2 空気圧縮機)

カタログに掲載されている数値を記載し、単位も付記してください。重量 t または kW。

変更前及び変更後の特定施設の数を記入してください。

- 備考 1 特定施設の種類ごとの数に変更がある場合であっても、法第8条第1項ただし書きの規定により届出を要しないこととされているときは、当該特定施設の種類については、記載しないこと。
- 2 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 騒音防止法施行令別表第1

- 1 金属加工機械
  - イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。）
  - ロ 製管機械
  - ハ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
  - ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
  - ホ 機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。）
  - ヘ せん断機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
  - ト 鍛造機
  - チ ワイヤフォーミングマシン
  - リ ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）
  - ヌ タンブラー
  - ル 切断機（といしを用いるものに限る。）
- 2 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
- 3 土石用又は鉱物用の破砕機、磨砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
- 4 織機（原動機を用いるものに限る。）
- 5 建設用資材製造機械
  - イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）
  - ロ アスファルトプラント（混練機の混練容量が200キログラム以上のものに限る。）
- 6 穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
- 7 木材加工機械
  - イ ドラムバーカー
  - ロ チッパー（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
  - ハ 碎木機
  - ニ 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が1.5キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
  - ホ 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が1.5キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
  - ヘ かな盤（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
- 8 抄紙機
- 9 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
- 10 合成樹脂用射出成形機
- 11 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）